⑵　業務内容　（仮称）四谷駅前地区再開発施設建築物の建築設計、設備設計及び屋外土木・造園設計に係る以下の業務を行う。
①　基本設計図書作成及び概算工事費算出等に係る業務
②　権利者合意形成に係る設計資料作成等業務
⑶　履行期限　平成26年５月31日（指定期間　平成25年９月30日）（予定）
2　申請の時期　平成24年８月２日から平成24年８月22日までとする（土曜日、日曜日、祝日及び独立行政法人都市再生機構の休業日を除く。）。
なお、平成24年８月22日以降当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。
3　申請の方法
⑴　設計共同体としての競争参加資格申請書の入手方法　「設計共同体としての競争参加資格申請書」（以下「申請書」という。）は、平成24年８月２日から、独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部　総務部契約チーム（〒163―1313 東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー13階　電話03―5323―0316）において設計共同体として資格を得ようとする者に交付する。
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に「（仮称）四谷駅前地区再開発施設建築物基本設計業務設計共同体協定書」（４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送すること。提出場所は、⑴に示す申請書の交付場所に同じ。
⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は日本語で作成すること。
4　設計共同体としての資格及びその審査　次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成22年10月29日官報（政府調達第204号）公示）５の⑴から⑵までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。
⑴　資格　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとする。
・構成員は、次の①から⑤の条件をすべて満たしていること。また、⑥については設計共同体の代表者が満たすこと。
①　契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者でないこと。
②　一定の不誠実な行為により当機構から取引停止措置を受け、その後２年間を経過していない者でないこと。
③　当機構関東地区における平成23・24年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格について、「建築設計」の業種区分の認定を受けていること。
④　当機構から本件業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている期間中でないこと。
⑤　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。
⑥　以下に示すⅠ及びⅡの業務について、元請として受注し、平成14年度以降に契約履行が完了した国内での実績をそれぞれ１件以上有すること。ただし、設計共同体であった場合は、出資比率が50％以上のものとする。
Ⅰ　最高高さ100m以上かつ、延べ床面積100,000㎡以上の複合用途の建築物の建築設計及び設備設計業務
Ⅱ　市街地再開発事業にかかる建築設計業務
（「複合用途の建築物」とは、事務所と他用途との複合建築物で床面積の50％以上が事務所であるものとする。）
（「市街地再開発事業」とは、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第２条第１号に定める事業をいう。）
⑵　業務形態
①　構成員の業務分担が、業務の内容により、（仮称）四谷駅前地区再開発施設建築物基本設計業務設計共同体協定書において明らかであること。
②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことについて、（仮称）四谷駅前地区再開発施設建築物基本設計業務設計共同体協定書において明らかであること。
⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、（仮称）四谷駅前地区再開発施設建築物基本設計業務設計共同体協定書において明らかであること。
⑷　設計共同体協定書　設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務における共同設計方式の取扱いについて」（平16.7.1付34―14）の別紙に示された「（仮称）四谷駅前地区再開発施設建築物基本設計業務設計共同体協定書」によるものであること。
設計共同体協定書は３⑴の申請書と共に交付する「設計共同体協定書等作成の手引き」及び「設計共同体協定書（様式）」に従い作成すること。
5　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い
４⑴③の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、４⑴③の認定を受けていない構成員が４⑴③の認定を受けることが必要である。また、この場合において、４⑴③の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに４⑴③の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。
6　資格審査結果の通知　「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。
7　資格の有効期間　６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。
ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。
8　その他
⑴　設計共同体の名称は「△△・××設計共同体」とする。
⑵　当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時において、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く。））」（平成24年８月２日付東日本都市再生本部長公示）に示すところにより、技術提案書の提出者として選定されていなければならない。

招　　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。
平成 24 年８月２日
独立行政法人国立病院機構
東名古屋病院長　内海　　眞
◎調達機関番号　597　◎所在地番号　23
○第 07204 号（№07204）
1　調達内容
⑴　品目分類番号　22、31
⑵　購入等物品及び数量　高頻度磁気刺激装置（Rapid Square TypeⅢ）　１式
2　意見の提出方法
⑴　意見の提供期限　平成24年９月３日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）
⑵　提出先　〒465―8620 愛知県名古屋市名東区梅森坂５－101　独立行政法人国立病院機構東名古屋病院企画課長　織田　浩司　電話052―801―1154　内線2117
3　仕様書案の交付
⑴　交付期間　平成24年８月２日から平成24年９月３日まで。
⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。
4　Summary
⑴　Classification of the products to be procured : 22, 31
⑵　Nature and quantity of the products to be reguired : High-frequency-magnetic-stimlation device 1 set